

寒川町災害見舞金支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町民の<u>交通災害、火災等(以下「災害」という。)</u>による死亡又は傷害に関して、災害見舞金制度を設け、<u>被害者並びに被災者(以下「被害者」という。)</u>に災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、もつて町民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「災害」とは、<u>つぎの各号に掲げるもので、日本国内において発生したもの</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____をいう。</p> <p>(1) <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスの運行によつて生じた人身事故</u></p> <p>(2) <u>交通の用に供する電車、汽車等軌道上を運行する車両及び船舶、航空機により生じた人身事故</u></p> <p>(3) <u>火災又は風水害により生じた人身事故</u></p> <p>(4) <u>その他災害の状況により、町長が特に必要と認めた人身事故</u></p> <p style="text-align: center;">(加える)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町民の<u>災害</u>による死亡又は傷害に関して、災害見舞金制度を設け、<u>被災者</u>に災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、もつて町民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「災害」とは、<u>日本国内において発生した火災又は自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた被害であつて、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けないものをいう。)</u>により生じた人身事故をいう。</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p> <p>2 <u>この条例において「被災者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、災害による被害を受けたときに本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に本町に住所を有していたものをいう。</u></p> <p>(1) <u>災害により死亡した者(災害が発生した日の翌日から起算して6月を経過する日までに当該災害による傷害により死亡した者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>災害による傷害を治療するため入</u></p>

を受けた _____ ときは、支給しない。

2 寒川町消防賞慰金条例(昭和43年寒川町条例第14号)又は _____ 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒川町条例第23号)第3条及び _____ 第9条の規定の適用を受けたときは、この条例による見舞金は支給しない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、全額又は一部を減額することができる。

(1) 広範囲における自然災害で、多数の死傷者が生じたとき。

(2) その他災害の状況により、町長が必要と認めたとき。

(見舞金の種類及び額)

第6条 見舞金の種類 _____ 及び額は、災害の区分に応じ別表に定めるところによる。

(支給方法)

第7条 見舞金は、被害者又は遺族の申出により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生した日から1年以内の限度において、申出で _____ 請求しなければならない。

第8条・第9条 (略)

別表(第6条関係)

種類	区分	金額
弔慰見舞金	未就学児	90,000円
	6歳(就学児)から19歳まで	180,000円
	20歳以上	270,000円
傷害見舞金	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の1級又は2級に該当すると認めるとき	75,000円
	入院治療を要する傷害を受けたとき	(1) 入院5日 まで5,000円

によるものであるときは、支給しない。

2 寒川町消防賞慰金条例(昭和43年寒川町条例第14号)第3条又は寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒川町条例第23号)第3条若しくは第9条の規定の適用を受けたときは、この条例による見舞金は支給しない。

(削る)

(見舞金の種類及び額)

第6条 見舞金の種類、対象者及び額は、_____ 別表に定めるところとする。

(支給方法)

第7条 見舞金は、被災者又は遺族の申出により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害の発生した日の翌日から起算して1年を経過する日までに請求しなければならない。

第8条・第9条 (略)

別表(第6条関係)

種類	対象者	金額
弔慰見舞金	第2条第(1)項第1号に該当する被災者	(1) 未就学児 90,000円 (2) 6歳(就学児)から19歳まで (3) 20歳以上 270,000円
	第2条第(1)項第2号に該当する被災者	(1) 入院治療を要する傷害を受けたとき ア 入院5日 イ 6日以上 入院をしたときは1日につき1,500円

		<p>円 (2) 6日以上 入院したと きは1日に つき1,500 円とする。 ただし、75, 000円を限 度とする。</p>		<p>(2) 身体障害 者福祉法(昭 和24年法律 第283号)第1 5条第1項の 規定に基づ く指定を受 けた医師が、 被災者の障 害について、 災害による 傷害による ものであっ て、身体障害 者福祉法施 行規則(昭和 25年厚生省 令第15号)別 表第5の1級 又は2級に該 当すると診 断したとき</p>	<p>0円とする。 ただし、75, 000円を限 度とする。 75,000円</p>
<p>～略～</p>			<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寒川町災害見舞金支給条例の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。</p>		